

水道局新型インフルエンザ対策行動計画 (事業継続計画書)

目 次

1. 行動計画の目的	1
2. 局の事業水準及び事業継続の考え方	2
I 局の事業水準の考え方	
II 事業継続計画の柔軟な運用	
3. 水道事業継続計画書	3
4. 対策本部の組織	4
I 組織編成	
II 業務内容	
5. 新型インフルエンザと水道水の安全性について	5
6. 新型インフルエンザの基礎知識	6

平成21年9月

我孫子市水道局

1. 行動計画の目的

この行動計画は、水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン(改訂版)(平成21年2月一部改訂)に基づき、新型インフルエンザ大流行時においても、水道事業者等が社会機能維持者として安全確保を前提として「水道水を安定的に供給していく必要がある」ことから、水道事業者が事前に新型インフルエンザを想定した事業継続計画を策定し、周知な準備を行うとともに、発生時には計画に基づいて冷静に行動し、取るべき対応・措置を定めることを目的とする。

なお、新型インフルエンザの大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、本行動計画は、随時見直し、必要に応じて修正を加える。

2. 局の事業水準及び事業継続の考え方

I 局の事業水準の考え方

国の行動計画の発生段階区分とフェーズをもとに、局の事業水準は、下表のとおりレベル0からレベル2までし、事業水準の判断は、新型インフルエンザ対策本部が行う。

国の段階	フェーズ	局の事業水準	考え方
前段階 未発生期		新型インフルエンザが発生していない状態	
第一段階 海外発生期	4A 5A 6A	【レベル0】 海外で発生、または国内で発生した状態。市内発生に備えつつ、通常どおり事業を行う。	市内発生までの時間的な余裕はあまりないものと考え、迅速に優先事業継続のための準備と、感染予防のための対策を行い、市内発生に備える。
第二段階 国内発生早期	4B 5B	【レベル1】 市内で発生した状態。一部事業を停止する。	市内発生時には、感染拡大を防止するため、人が集まらない対策など、感染拡大防止のための最大限の対策を講じる。
第三段階 感染拡大期～まん延期～回復期	6B	【レベル2】 市内での感染拡大の状態。さらに事業を絞り込み、優先事業に集中する。	感染拡大を可能な限り抑制し、被害を最小限にとどめる対策を講じるとともに、人員等を優先事業に集中させ、社会機能等の最低限の継続に努める。
第四段階 小康期	後パンデミック	体制を回復し、第二波に対する準備の状態	緩やかに平常状態に戻しつつ、感染縮小を継続するための対策を行い、かつ第二波へ備える。

II 事業継続計画の柔軟な運用

事業継続計画は、近年、東南アジアを中心に流行しているインフルエンザ(H5N1)が変異した新型インフルエンザの発生によるスペインインフルエンザ並み、あるいはそれ以上の被害規模を想定している。

しかし、新型インフルエンザのウイルスの感染力、毒性等は多様であることから、すべての新型インフルエンザに、事業継続計画をそのまま適用し、イベント・集会の休止等を行うことは、社会的な混乱を招くほか、市民生活にも大きな影響を及ぼすことが予想される。

新型インフルエンザ発生時には、新型インフルエンザ対策本部が、国の対処方針や専門家の意見などを踏まえ、毒性や感染の広がり等を総合的に判断し、状況に応じて行動計画を柔軟に運用することとしている。このため、事業継続計画についても、対策本部の決定に基づき、柔軟に運用するものとする。

3. 水道事業継続計画書

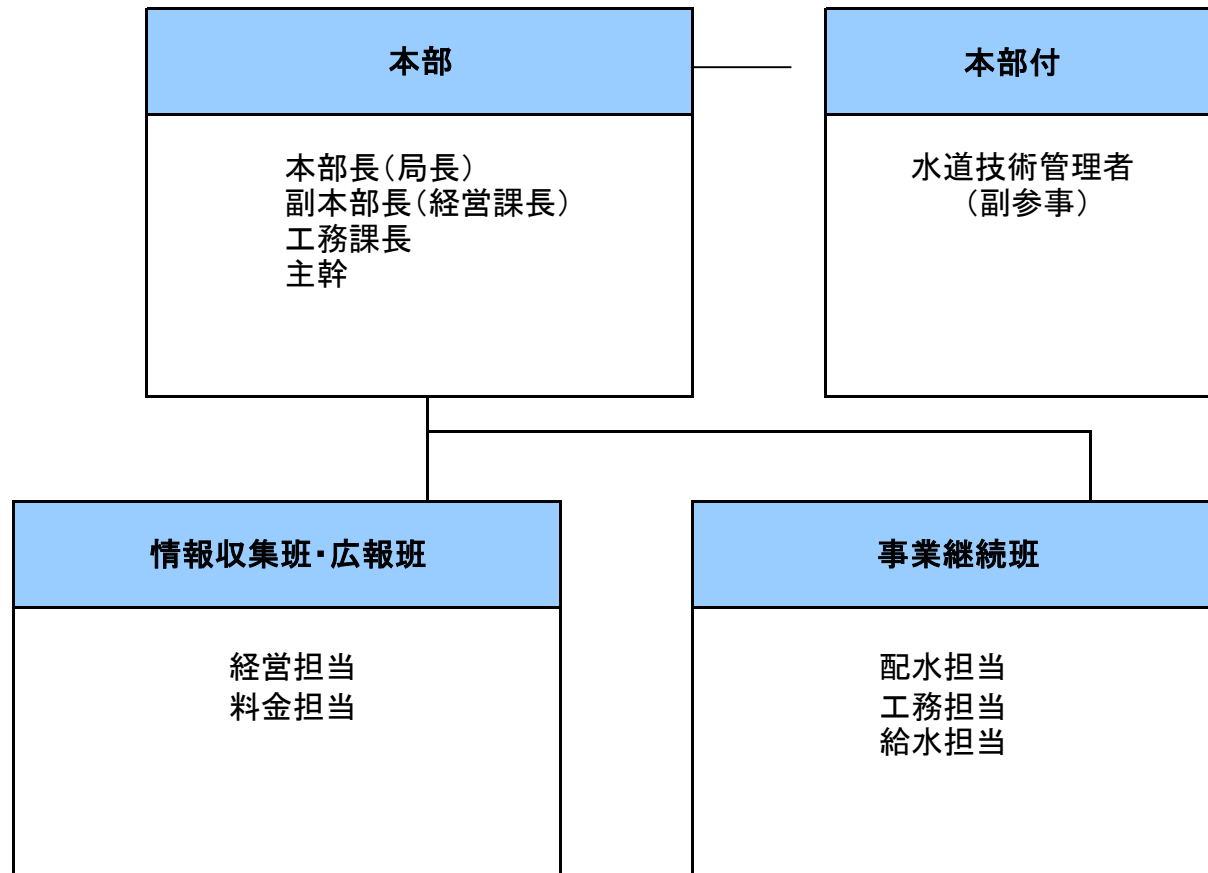
る。

新型インフルエンザの流行時においても、水道事業者等が社会機能維持者として安全確保を前提として「水道水を安定的に供給していく必要がある」ことから水道事業者がとるべき対応について以下の表のとおりまとめた。

優先する業務	国の水準	第一段階(海外発生期)	第二段階(国内発生早期)	第三段階(感染拡大期～まん延期～回復期)	新たに発生する業務
	市の水準	レベル0(海外で発生し、国内発生に備える状態)	レベル1(市内で発生した状態)	レベル2(県(市内)での感染拡大の状態)	
		この段階での考え方	この段階での体制及び停止する業務	この段階での体制及び停止する業務	
情報連絡体制の強化		<p>対策本部設置に向けた準備 情報連絡体制の構築</p> <p>海外発生から国内発生までの時間的な余裕はあまりないものと考え、迅速に優先業務の継続のための準備と、感染拡大のための対策を行う。</p>	<p>※ 対策本部の設置</p> <p>水道事業者において対策本部を設置し、市の対策本部と連携をとり新型インフルエンザに関する情報の一元化、共有を図るとともに、必要に応じてライフライン機能維持のための対策、要員確保、職員の感染拡大防止策、物資の確保等の事項について検討を行う。 (局対策本部については、市対策本部に準じて設置時期を検討する。)</p>	<p>感染拡大を可能な限り抑制し、被害を最小限にとどめる対策を講じるとともに、人員等優先業務に集中させ、社会機能等の最低限の継続に努める。</p>	
<p>[工務課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄水場の運転管理業務(委託業者との連携・要員確保) 浄水場における水質管理体制の強化(次亜塩素酸ナトリウム注入量及び配水残留塩素の管理) 定期水質検査の採水作業 緊急漏水工事の受付 本管・給水管の緊急漏水修繕工事のための要員の確保 本管工事に伴う材料検査、中間検査、竣工検査業務 <p>[経営課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報連絡体制の整備、ライフライン機能維持のための対策要員確保、職員の感染拡大防止策、物資の確保等 窓口業務(電話対応及びファクス・メール対応、開栓・閉栓業務) お客様センターの継続(委託業者との連携・要員確保) 検針業務(委託) 		<ul style="list-style-type: none"> 浄水場の運転管理業務 委託業者との間で水道水の安定供給のために必要な要員の確保及び業務の継続に関する体制について確認を取っておく。 (運転管理要員の不足が生じる事態を想定し、あらかじめ当該業務の経験者について、リストを作成する。) 漏水修繕委託者との間で緊急漏水工事の受付及び緊急漏水修繕工事のための体制、人員確保について確認をしておく。 必要な物資の確認・確保等 水道水の消毒用次亜塩素酸ナトリウム調達が困難になることが予測されることから、あらかじめ浄水処理過程で必要な薬品の在庫等を確認しておく。 また、感染を予防するため、主に浄水場維持管理職員を対象に、マスク、手袋、うがい薬、手洗い消毒液、蓋付ゴミ箱等の物資を備蓄する。 マスク等の使用有効期間の長いものについては、事前に必要量をストックするとともに、各担当に配布する。 	<p>(停止する業務)</p> <p>[工務課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 湖北台浄水場内の図書館閉館 <p>[経営課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設等の視察及び研修等の受入れ業務 <p>(職員の感染予防等)</p> <p>新型インフルエンザ対策に対する職員の意識を高め、発生時に的確な行動をとることができるよう、新型インフルエンザの基礎知識、職場で実施する感染防止策の内容、本人や家族が発症した際の対応について情報提供を行い、職員に対する教育・普及啓発を行う。また、職員が罹患した場合は、通常の病気休暇及び病気休職制度で対応することが考えられるが、服務関係について整理する。 (本庁の対応に合わせる。)</p>	<p>(停止する業務)</p> <p>[工務課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 漏水等の突発事故以外の工事(本管布設替え、拡張、給水分岐等) 現場立会いが伴う検査等の給水業務(分岐検査・竣工検査) 依頼者宅訪問の水質苦情処理 水質管理業務の緊急を除く定期水抜き作業 <p>[経営課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口業務の縮小(水道料金支払いに係わる窓口業務) 臨戸徴収 給水停止業務 	<p>[工務課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道水消毒用次亜塩素酸ナトリウム備蓄量の増量措置(メーカーへの追加発注) <p>[経営課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道水利用者に対して不安を抱かせることがないよう、水道水の安全性について情報提供を行う。(ホームページ等) 金融機関等との連絡・調整

4. 対策本部の組織

I 組織編成



II 業務内容

- (本部) 水道事業において、情報収集班から提供される各情報に基づき事業継続を行う。
- (本部付) 水道技術管理者は、本部長を補佐し、技術的助言を行う。
- (情報収集班) 市の対策本部と連携しつつ、新型インフルエンザの発生状況に関する情報収集を行う。
報道機関対応、市民への広報活動
- (事業継続班) 事業継続計画に基づいて水道水の安定供給に必要な優先の絞込みを行い業務を継続する。

5. 新型インフルエンザと水道水の安全性について

- Q. 水道水は安全ですか？
水道水からインフルエンザウイルスに感染しますか？
- A. 塩素消毒は、インフルエンザウイルスに有効に作用します。水道水中の残留塩素濃度を通常どおり(0.1mg/L以上)確保すれば、ウイルスを1分以内に99.9%以上不活化することが報告されており、水道水の飲用等ご利用については問題ありません。
- なお、一般的にインフルエンザの感染経路は、飛沫感染(咳やくしゃみによるインフルエンザの飛沫からの感染)と接触感染(ウイルスの付着したものに触り、その触った手指で口や鼻に触れることによる感染)です。
- Q. 新型インフルエンザを予防するにはどうしたらいいのですか？
- A. ウイルス感染を予防のためには、水道水で手洗い・うがいをしっかりとすることが大切です。
- 手洗いは、外出後だけではなく、可能な限り、頻繁に行いましょう。
- 石鹸を使って最低15秒以上洗い、洗ったあとは清潔なタオル等で水を十分にふき取りましょう。

- このような例の一つとしてスペイン風邪(スペイン・インフルエンザ)(1918年・1919年)がある。世界では人口の25~30%が罹患し、4000万人が死亡したと推計されており、日本では2300万人が感染し、39万人が死亡したと記録されている。その記録から、大流行が起こると多くのヒトが感染し、医療機関は患者であふれかえり、国民生活や社会機能の維持に必要な人材の確保が困難になるなど、さまざまな問題が生じることが考えられている
- スペイン風邪では、約11ヶ月で世界を制覇したと伝えられているが、現代社会では、人口の増加や都市への人口集中、飛行機などの高速大量交通機関の発達などから、世界のどこで発生してもより短期間にまん延すると考えられる。また、日本以外の国での大流行であったとしても、日本企業の海外進出も著しく、人的交流も盛んなため、日本だけが影響がないことはありえない。したがって、日常からの対策と準備が必要となる。